

代理受領制度、はじめました!!

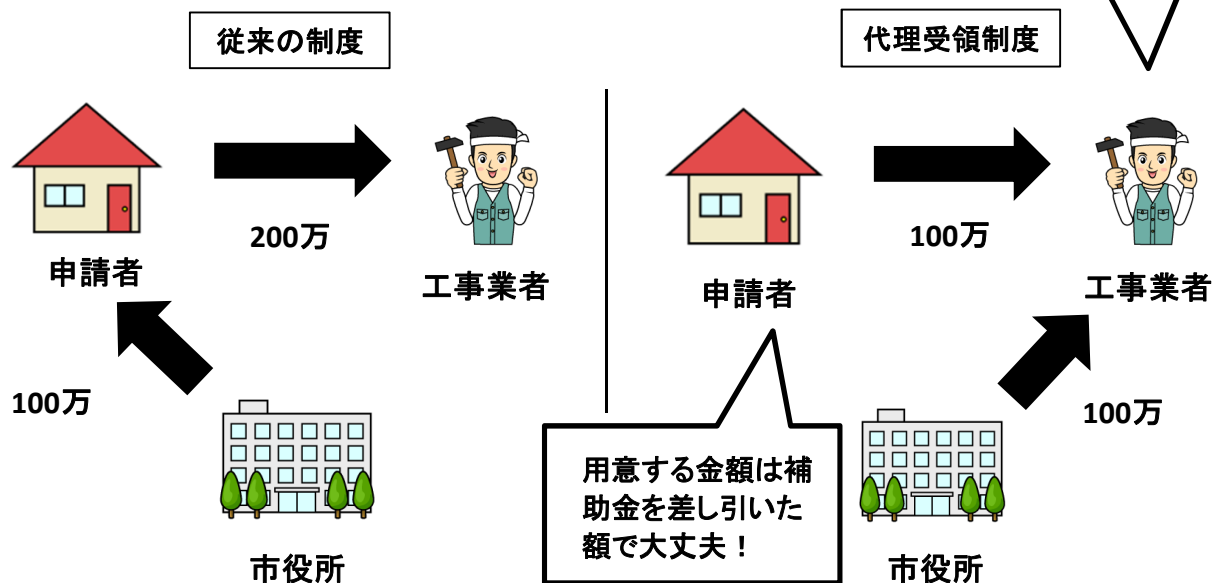
◆代理受領制度とは・・・

市が交付する補助金について、申請者に代わって、工事を施工した業者が直接受け取ることができる制度です。この制度を利用することで、申請者は工事代金から補助金を差し引いた額を業者に支払えばよく、準備する支払い金額が軽減されます。

※申請者の意向により、代理受領制度を利用するか選択できます。

※代理受領制度を利用する場合は、工事を施工した業者(代理受領者)の承諾が必要です。

例 工事費が200万円で補助金額が100万円の場合



代理受領制度を利用することで、申請者が事前に負担する額が軽減されます。

◆代理受領制度を活用できる補助事業

代理受領制度を活用できる事業は次の事業です。

- ・塩尻市住宅・建築物耐震改修促進事業
- ・塩尻市ブロック塀等防災対策促進事業
- ・塩尻市県産木材住宅普及促進事業
- ・塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業

◆注意事項

- ・工事業者への入金について、市役所の会計処理後に支払われるため、従来の制度に比べて支払いが遅くなります。
- ・補助金申請者(委任者)と工事業者(受任者)が代理受領制度を理解し、合意した上で利用してください。

手続き方法等の詳細は建築住宅課までお問合せください。



市では災害に強いまちづくり
を目指して支援していきます

塩尻市役所 建設事業部 建築住宅課
〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号

電話 0263-52-0280(1293・1294)
FAX 0263-52-0310
Mail kenchiku@city.shiojiri.lg.jp